



IFRS 第 5 号の改訂を提案する公開草案

国際財務報告基準 (IFRS) 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び廃止事業」は、2004 年に国際会計基準審議会 (IASB) と米国財務会計基準審議会 (FASB) の短期コンバージェンス・プロジェクトの成果として公表され、当該プロジェクトの目的はおおよそ達成されました。しかし、両審議会は廃止事業の定義に関しては合意に至らなかったため、IFRS 第 5 号は、米国基準における定義とは異なったまま公表されました。4 年経過した現在、IASB は IFRS 第 5 号の改訂を通じて残された論点の完了に着手しました。本改訂について、PwC Hong Kong のグローバル・アカウントティング・コンサルティング・サービスの Yvonne Kam と Anuj Puri が解説します。

この公開草案により、IFRS 第 5 号を簡素化し財務諸表の作成者および利用者の双方にとってより使いやすくする方向へと改善される見込みです。以下では、この草案の主な内容を説明します。

「廃止事業」の規準として事業セグメントを用いる

IFRS 第 5 号の公開草案では、処分されたまたは売却目的保有に分類される企業の構成要素を廃止事業として表示すべきかどうかの判断規準として事業セグメント (IFRS 第 8 号「事業セグメント」の定義による) を用いることが提案されており、提案された変更の中で最も重要なものです。

一部の利用者は、IASB に対し、企業の事業に「戦略の転換」がある場合にのみ処分活動を廃止事業として表示しなければならないと指摘してきました。IASB は、このことを実現するための最善の方法は、最高業務意思決定者 (CODM; Chief Operating Decision Maker) による事業セグメントの識別に戦略上の意図が存在すると仮定し、廃止事業の識別を IFRS 第 8 号と関連付けることだと考えています。また IASB は、従来の定義から「主要な事業分野 (major line of business)」や「地域 (geographical area)」などの用語を削除することにより、主観性が排除されると考えています。企業は既に IFRS 第 8 号により事業セグメントを識別することが要求されており、この定義の改訂によって廃止事業に関する判断が全体的に簡略化されることになります。

このため、IFRS 第 8 号に基づく事業セグメントの判断が重要になります。経営者は IFRS 第 8 号と他の基準 (IAS 第 36 号など) との相互関係に留意する必要があります。

測定および開示における関連する IFRS の適用

この公開草案は、廃止事業として表示される金額が関連する IFRS に基づく、(すなわち、たとえ構成要素の廃止事業としての分類が事業セグメントに基づき行なわれている場合でも、関連する IFRS に基づく) ことを提案しています。これらの金額は、企業のセグメント分析で表示される金額 (これらは通常、CODM への報告書に基づく) とは必ずしも一致していないかもしれません。例えば、経営者は、セグメント分析という目的からは、税効果会計や資産および負債の公正価値測定といった項目の測定にそれほど関心を持っていないことも考えられます。しかしながら、開示規定を IFRS 第 5 号の観点から考慮した場合、従来どおりそれぞれの IFRS の測定規定と認識規定が適用されます。これは廃止事業の開示規定に従うためには、経営者は事業セグメントに関する追加的な情報を収集しなければならない可能性があることを意味します。

主要項目については開示および調整が必要となる

IASB によるこの改訂案は、企業に対して、廃止事業の収益と費用の主要項目および資産と負債の主要分類を開示し、(注記に表示される) これらの金額と財務諸表上に表示される金額との調整を行うことを要求しています。IASB は、このような調整がなされない場合には利用者がこれらの数値を独自に調整することが考えられ、そのようなことは非生産的だと考えています。この規定は情報が容

易に入手可能な場合には大きな負担にならないと考えられますが、経営者は廃止事業について注記による開示を行なう際に留意する必要があります。これらの金額の調整にあたっては、重要性の低い項目のみ合算が認められます。重要性の低い項目かどうかの判断は主観的になる可能性があり、ある程度判断を行う必要があります。通常個別表示される項目としては、減損、利息、減価償却などがあります。

事業の取得

追加的な改訂案では、IFRS 第 5 号の規準を満たす「事業(business)」(改訂 IFRS 第 3 号の定義による)の取得について、取得時に売却目的保有に分類することも検討しています。従来の定義は、「事業」ではなく「子会社(subsidiary)」としていました。現行の IFRS 第 5 号は、取得時に売却目的の規準を満たす子会社については注記による開示を要求していません。このような企業について注記による開示を行なうためには、かなり多くの情報の入手が必要となり、事務負担が生じる可能性があります。IASB は取引の法的形式にかかわらず企業に対し開示を免除すべきと考えており、このアプローチは明らかに合理的なものとなっています。

この公開草案に対するコメント募集期限は、2009 年 1 月 23 日です。

お問い合わせ: あらた監査法人(ブランド&コミュニケーションズ)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)
電話: 03-6858-0179(直通)
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 153 カ国に 155,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2008 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.